

## 保育園等による木育活動の支援事業実施要領

平成28年4月1日付27産労農森第1071号  
改正 平成29年4月1日付28産労農森第1251号  
改正 平成30年3月30日付29産労農森第1235号  
改正 平成31年4月1日付31産労農森第135号  
改正 令和3年4月1日付2産労農森第1088号  
改正 令和4年4月1日付3産労農森第1398号  
改正 令和5年3月24日付4産労農森第1527号

### (目的)

第1 この要領は、保育園等による木育活動の支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1070号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する保育園等による木育活動の支援事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

### (事業の公募に関する内容)

第2 実施要綱第4に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

#### (1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施する者。ただし、国又は地方公共団体は対象としない。

#### (2) 応募方法

##### ア 応募書類

応募書類は以下のとおりとする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

(ア) 保育園等による木育活動の支援事業応募申請書（第1号様式）

(イ) 経費内訳書（第2号様式）

(ウ) 申請者の概要（第3号様式）

(エ) 木育活動計画書（第4号様式）

なお、申請施設につき、本補助金を受けた実績がある場合は、補助金を受けた年度の木育活動計画も併せて提出すること。

(オ) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

(カ) 設計図書（事業の詳細がわかる立面図、平面図等）

(キ) 木材使用数量表（木拾い表（多摩産材以外の木材を使用する場合には、多摩産材の使用量と分けて記載すること。））

※（ア）～（オ）は必須、（カ）及び（キ）は実施要綱別表2の事業を実施する場合

##### イ 提出先

応募対象者はアに記載の応募書類を知事へ提出する。

ウ 応募期間

知事が別に指定する応募開始の日から応募締切の日までとする。

(3) 事業申請の要件

ア 保育園等による木育活動の支援事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付27産労農森第1072号。以下「補助金交付要綱」という。）別表1に定める事業を実施すること。

イ 既に本事業を実施した施設等であって、補助金交付要綱別表1に定める事業の補助上限額に達したものについては、別表1に定める事業を自己負担で実施する場合、別表2に定める事業の実施を申請することができる。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める支援の決定を受けた者は、補助金交付要綱に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 本事業の実施期間は、補助金の交付決定日以降とし、交付決定の日から当該年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

第1号様式（第2関係）

保育園等による木育活動の支援事業応募申請書

年 月 日

東京都知事 殿

申請者

法人等住所

法人名等

代表者名

印

保育園等による木育活動の支援事業実施要領第2の規定により、下記のとおり応募します。

記

1 事業を実施する施設

施設名：

施設・事業種別（該当するものを○で囲んでください。）： 幼稚園 ・ 認可保育所

家庭的保育事業（認可あり）・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 認証保育所

家庭的保育事業（認定のみ）・ 幼保連携型認定こども園

施設所在地：

施設定員： 名

自宅使用の有無： 有・無

2 実施する事業の区分等

区 分 (該当するものに○)	多 摩 産 材 使 用 量		
	総 量	1 m <sup>2</sup> 当たり	製品割合
各種木育活動	—	—	—
内装木質化	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—
木製遊具の整備	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—
木製什器の整備	m <sup>3</sup>	—	%
木製外構施設の整備	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	—



## 経費内訳書

施設名\_\_\_\_\_

**【収入の部】**

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自 己 資 金 ①		
自 己 資 金 ② ( 消 費 税 )		
計 (事業費)		

注1 本補助金以外の補助金を利用する場合は、備考欄に補助事業名及び担当窓口等を記入してください。

注2 「その他」がある場合は、備考欄に交付団体及び事業名等を記入してください。

**【支出の部】**

費 目	内容 (規格など)	数 量	単 価	金 額	備 考
小 計 (補助対象経費)					
消費税					
計 (事業費)					

注1 記載内容ごとに、見積書若しくは積算書を添付してください。添付がない場合、補助事業の対象としない場合があります。

注2 複数の施設において申請する場合は、施設ごとに本様式を作成してください。

消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとします。

## 申請者の概要

申請者情報	
法人等住所	
法人名等	
代表者名	
事務担当者情報	
担当者名	
電話 / F A X	
メールアドレス	
書類送付先住所	
添付資料	
<input type="checkbox"/> 定款、寄附行為など	
<input type="checkbox"/> 事業を実施する施設の概要（パンフレットなど）	
<input type="checkbox"/> 当該施設の設置認証書など	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

※ その他、添付する資料がある場合は空欄に記載してください。

## 木育活動計画

施設名 \_\_\_\_\_

### 1 本事業を利用する目的（600字まで）

※ 以下の2～6の項目については、「今まで実施してきた取組」と「今回実施する取組」の両方が分かるように記載してください。

※ 今回初めて木育活動を実施する場合は、その旨を明記してください。

### 2 森林の役割や大切さを学ぶための取組（600字まで）

### 3 木材の良さや利用する意義を学ぶための取組（600字まで）

### 4 園児だけでなく園児の保護者や施設関係者も関わる木育とするための取組（600字まで）

5 日々の保育に木育を取り入れる環境作りとするための取組（600字まで）

--

6 継続的かつ実効性のある木育活動計画とするための取組（600字まで）

--

7 補助対象経費にかかる取組

(ソフト事業)
・
・
・
(ハード事業)
・
・
・

8 その他独自の取組

(ソフト事業)
・
・
・
(ハード事業)
・
・
・

※ 上記項目に加え、計画している内容がある場合等は、本様式に追記、または書類等を添付すること。

※ 実施する取組の内容だけでなく、その取組を実施することの目的や意図、**園独自の方針**等を明確にしてください。